

労働者派遣をしようとするときの明示

(法第 31 条の 2 第 3 項)

需給 花子 様

事業所名) 株式会社〇〇
許可番号) 派 01-300000

次の条件で労働者派遣を行います。

協定対象派遣労働者であるか否か

☐ 協定対象派遣労働者である(当該協定の有効期間の終了日: 年 月 日)☒ 協定対象派遣労働者ではない

賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期に関する事項

1 基本賃金

イ 月給(円)、ロ 日給(円)

☒ 時間給(1,200 円)、

ニ 出来高給(基本単価 円、保障給 円)

ホ その他(円)

ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等

4 賃金締切日()—毎月 10 日、()—毎月 日

5 賃金支払日()—毎月 25 日、()—毎月 日

6 賃金の支払方法(本人が指定する口座に振込む)

2 諸手当の額又は計算方法

イ (通勤手当 15,000 円 / 計算方法: 1ヵ月の通勤定期券代を支給)

(又は 4,100 円 / 計算方法: 距離に応じて支給)

ロ (家族手当 8,000 円 / 計算方法: 扶養家族の人数に応じて支給)

ハ (職務手当 10,000 円 / 計算方法: 職務遂行能力に応じて支給)

ニ (手当 円 / 計算方法:)

3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

イ 所定時間外、法定超 月 60 時間以内(25) %

月 60 時間超 (50) %

所定超(-) %

ロ 休日 法定休日(35) % 法定外休日(25) %

ハ 深夜 (25) %

昇給・賞与・退職手当の有無

・昇 給(有(時期、金額等:) , (無))

・賞 与 (有(時期、金額等: 12 月、年間の業績及び人事考課により支給されない可能性あり) , 無)

・退職手当 (有(時期、金額等: 別途退職給与規定により勤続 3 年目以降に支給) , 無)

12 月、業績等を勘案
して支給等

休暇に関する事項

1 年次有給休暇 6 ヶ月継続勤務した場合 → 10 日 継続勤務 6 ヶ月以内の有給休暇 (有 ・ (無))

時間単位年休 (有 ・ (無))

2 代替休暇 (有 ・ (無))

3 その他の休暇 有給 ()

無給 ()

○詳細は、就業規則第○条～第○条

労働者派遣法第 31 条の 2 第 4 項の規定に基づく派遣元の説明義務に関する事項

派遣労働者は、派遣元に対し、派遣先の通常の労働者との間の待遇の相違(内容・理由)等について説明を求めることができる。

派遣元(部署) (役職) (氏名) (連絡先)

「労働者派遣をしようとするときの明示」の記載事項

（派遣先均等・均衡方式）

- 1 派遣元事業主は労働者派遣をしようとするとき、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、以下の事項を文書の交付等により明示する義務があること。
 - ① 賃金（注）の決定等に関する事項
（注）退職手当、臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与、精勤手当、勤続手当、奨励加給及び能率手当を除く。
 - ② 休暇に関する事項
 - ③ 昇給の有無
 - ④ 退職手当の有無
 - ⑤ 賞与の有無
 - ⑥ 協定対象派遣労働者であるか否か（協定対象派遣労働者である場合は、当該協定の有効期間の終期）
 - ⑦ 労働者派遣法第 31 条の 2 第 4 項の規定による説明を求めることができる旨
- 2 明示は、文書の交付、ファクシミリを利用してする送信又は電子メール等（ファクシミリ又は電子メール等による場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限る。）の送信により行わなければならないこと。
- 3 「1 基本賃金」について、例えば、派遣先の通常の労働者に支給される特殊勤務手当相当額等を含めて基本賃金を支給する場合は、待遇についての納得性の向上は紛争の防止にも資するとの観点から、その旨を明確に記載することが望ましいこと。
- 4 各事項について、当該派遣労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。
- 5 「労働者派遣法第 31 条の 2 第 4 項の規定に基づく派遣元の説明義務に関する事項」について、派遣労働者から求めがあったときは、派遣元事業主は、当該派遣労働者に対し、当該派遣労働者と労働者派遣法第 26 条第 8 項に規定する比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに労働者派遣法第 30 条の 3 から第 30 条の 6 までの規定により講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について説明しなければならない。
なお、労働者派遣法第 31 条の 2 第 5 項により、派遣元事業主は、派遣労働者が上記説明を求めたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされている。
- 6 申出先を明示するに当たっては、「部署」「役職」「氏名」について、派遣労働者が申出先を特定できるように記載すれば足りるものであること。また、「連絡先」は、その部署又は担当者の電話番号、メールアドレス等を記載することが考えられること。